

今月の



隣に伝えたい

新たな言葉と概念

【臨時医療施設】

英 Temporary Medical Facility

臨時医療施設とは感染症の流行や災害発生などで既存の医療機関の収容能力を超えた際に設置される緊急的な医療施設です。設置場所は、体育館や展示場、ビジネスホテルなどを活用し、医療機器や医療スタッフを備えた形で運営されます。運営は自治体が担い、新型コロナウイルス感染症の流行時には各地で設置され、軽症者の隔離や中等症患者への対応が行われました。たとえば神奈川県は湘南ヘルスイノベーションパーク内に180床のプレハブ病棟を設置、千葉県では県がんセンターの旧病棟を活用し、病床数66床を整えました¹⁾。また、東京都はビジネスホテルなどを活用し宿泊療養施設を13,501室まで拡充しました²⁾。これらの事例は、臨時医療施設が迅速に設置・運営されることで、医療提供体制の強化に貢献できることを示しており、臨時医療体制の整備と運用ノウハウの蓄積が重要となります。新型コロナウイルス感染症の教訓をもとに新たな感染症の蔓延時などに迅速かつ円滑に医療体制の構築を可能とすべく医療機関と各自治体間で医療措置協定締結を求める感染症法改正が議論され2024年4月に施行されており³⁾、臨時医療体制の整備が進んでいます。

- 1) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。現下の感染急拡大を踏まえた臨時の医療施設の設置の推進について（令和3年8月25日）（Accessed Mar. 20, 2025, at <https://www.mhlw.go.jp/content/000823766.pdf>）
- 2) 新型コロナウイルス感染症に係る東京都の取組（Accessed Mar. 20, 2025, at https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/seisakukikaku/corona_torikumi_2306a/#page=1）
- 3) 医政地発0526第4号。感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドラインについて（令和5年5月26日）（Accessed Mar. 20, 2025, at <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001271041.pdf>）

（独立行政法人国立病院機構 東京病院 薬剤部 田沼健太郎）

本誌 163 p に記載